

豊島区立区民集会室利用登録申請書

年 月 日

豊島区長

裏面に記載する豊島区立区民集会室の管理運営に関する要綱を順守し、豊島区立区民集会室の利用登録申請をします。

申請団体	団体名	(かな)		
		(漢字)		
	団体人数			
	主な活動内容			
代表者	代表者名	(かな)		
		(漢字)		
	住所	(〒 - )		
	電話番号		FAX	
連絡者(窓口に 来られた方) ※代表者と同じ場合、 同上と記入	連絡者名	(かな)		
		(漢字)		
	住所	(〒 - )		
	電話番号		FAX	
備考				

豊島区区民集会室の利用に関して、「豊島区区民集会室の管理運営に関する要綱」(裏面参照)に同意します。

(署名) \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_(管理者用)\_\_\_\_\_

受付集会室名	
登録番号・利用団体ID	
確認した本人確認書類	
受付・入力者氏名	
確認者氏名	

# 豊島区立区民集会室の管理運営に関する要綱（要約）

## 1. 利用登録について

登録にあたり、以下の要件にすべて該当し、本人確認書類を提示すること。

- (1) 概ね5名以上で構成される団体であること。ただし、区長が特に必要があると認めた場合、この限りではない。
- (2) 構成員の半数以上が、豊島区民(在住・在勤・在学)であること。
- (3) 代表者又は連絡者が、豊島区民(在住・在勤・在学)であること。
- (4) 代表者及び連絡者が、類似の登録団体の代表者又は連絡者として、重複した登録にならないこと

## 2. 利用及び抽選の申請について

- (1) 申請及び利用の際、登録番号(利用団体ID)を伝えること。
- (2) 抽選申請できるコマ数(一日を午前・午後・夜間の三コマとする)は、集会室全体で月八コマまで、当選できるコマ数は月四コマまでとする。
- (3) 抽選申請を窓口で申請する場合は、利用月の前々月の第一開庁日から最終開庁日までとする。また、抽選申請をインターネットで申請する場合は、利用月の前々月の1日から末日までとする。
- (4) 抽選は自動で行われる。抽選結果は、利用月の前月1日午前9時にインターネットで公開、抽選日以降の第一開庁日以降に各施設で掲示する。
- (5) 抽選後の空き枠に申請できるコマ数の上限は、集会室全体で月八コマまで(抽選で当選したコマ数を含む)とする。ただし、八コマのうち四コマは、毎月16日以降に申請できる。
- (6) 抽選後の空き枠への利用申請は、抽選日以降の第一開庁日から、インターネットで申請する場合は利用日の7日前まで、窓口で申請する場合は利用日の3開庁日前(土日祝日及び施設休館日を除く)まで受付する。ただし、毎月16日に付与される4コマの申請は窓口又は電話に限る。

## 3. 利用上の禁止事項について

次の各号のいずれかに反する場合又は過去に反した行為があった場合、利用申請の不承認、承認又は当選の取消処分を行う。

- (1) 会費及び入場料は、実費相当分以上を徴収してはならない。
- (2) 販売及び宣伝を目的とした利用をしてはならない。ただし、バザー及び不用品交換は除く。
- (3) 営利団体の業務活動(会議及び採用活動等)としての利用をしてはならない。ただし、区民の福祉増進及び文化生活の向上に寄与する社会貢献活動を行う場合を除く。
- (4) 特定の政党、政治団体及び政治家への支持拡大又は誹謗を目的とした利用をしてはならない。ただし、政治問題講演会、団体名及び個人名を冠さない報告会等は除く。
- (5) 特定の宗教に対する布教又は誹謗を目的とした利用をしてはならない。ただし、一般的な宗教研究及び世俗化したイベントは除く。
- (6) 暴力団の活動に資する利用(暴力団の名称等の掲示及び暴力団関係者の参加等)をしてはならない。
- (7) テレビ、ラジオ、インターネットでの放送及び雑誌への掲載を目的とした利用をしてはならない。ただし、団体内部の機関紙等は除く。
- (8) 飲酒や飲食を主たる目的とした利用をしてはならない。ただし、席上の飲料等は除く。
- (9) 室外に音が響く利用(大音量の楽器演奏及び発声等)をしてはならない。
- (10) 施設や備品を破損するおそれがある利用(ボールを用いたスポーツ等)をしてはならない。
- (11) 大きな道具(ドアから入りきれない程度)を持ち込んではならない。
- (12) 他の利用団体及び近隣住民の迷惑になる利用をしてはならない。
- (13) 利用後は清掃のうえで利用前と同じ状態に戻し、利用時間内に管理人の点検をうけなければならない。
- (14) 発生した廃棄物は、利用団体の責任で、持ち帰らなければならぬ。
- (15) その他、各集会室の利用規定及び管理者の指導に対し、従わねばならない。

## 4. 使用料について

- (1) 抽選に当選した分の使用料は、当選日から起算して15日以内に、利用する集会室窓口で現金で支払うこと。
- (2) 抽選以外で利用申請した分の使用料は、申請日から起算して15日以内、もしくは利用日の3開庁日前(土日祝日及び施設休館日を除く)のうち、いずれか早く到来する期日までに、利用する集会室の窓口で現金で支払うこと。
- (3) 利用承認書及び領収書は、使用料納入時に発行する。ただし、使用料全額免除の場合は、利用申請時に利用承認書のみ発行する。
- (4) 利用承認書は、利用の際に携帯し、管理員の指示があったときは提示すること。

## 5. 利用の変更・取消について

- (1) 利用内容の変更又は取消は、利用する集会室窓口に対し、利用日の3開庁日前(土日祝日及び施設休館日を除く)までに、連絡すること。ただし、使用料納入前の場合、インターネットでも取消が申請できる。
- (2) キャンセル等により還付金が発生した場合、発生した日から起算して15日以内に、利用する集会室窓口で現金で還付金を受け取ること。
- (3) 還付を申請する際、発行済みの領収書及び受取人の印鑑を持参すること。